

健生食輸発0128第1号  
令和7年1月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(インドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブ、カンボジア産バナナのジノテフラン、中国産ねぎのシフルトリン並びにベトナム産シソクサのイプロベンホス、トリシクラゾール及びヘキサコナゾール)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年1月24日付け健生食輸発0124第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、インドネシア産コーヒー豆、カンボジア産バナナ、中国産ねぎ及びベトナム産シソクサについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

#### 記

##### 1. 別表第2から削除

- ・インドネシア産コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイソプロカルブ
- ・カンボジア産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のジノテフラン
- ・中国産ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のシフルトリン
- ・ベトナム産シソクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のイプロベンホス、トリシクラゾール及びヘキサコナゾール